

令和7年度第4回龍ヶ崎市公共施設等マネジメント戦略会議

次 第

日 時:令和7年10月24日(金)

13時30分から15時(予定)

場 所:市役所附属棟2階第1会議室

1 開 会

2 議 事

【審議事項】

(1) 旧城南中学校物品の売却・譲渡について【管財課】

(2) 龍ヶ崎市立学校体育館空調設備整備計画(案)について【教育総務課】

3 その他

4 閉 会

公共施設等マネジメント戦略会議
付議事項概要書

No.

件 名	旧城南中学校物品の売却・譲渡について【管財課】	
区 分	1 公共施設等総合管理計画の策定等 2 上記 1 に基づく取組推進等 i 個別施設計画の策定 ii 公共施設の新設 iii 公共施設の用途廃止・変更 iv 公共施設の管理運営方法 v 進行管理 3 市有財産の取得，財産の借受 4 市有財産の売却・貸付 5 その他	
協議の論点	(協議すべきポイントを簡潔に記載すること)	
	1 売却価格（ピアノ） 2 廃校物品せり売り等実施要領	
	財産の名称	鍵盤楽器
	財産の内容	グランドピアノ×3台、アップライトピアノ×2台、電子オルガン×3台)
	売却の方法	①～④旧城南中物品販売会・譲渡会でのせり売り ⑤～⑧旧城南中物品販売会・譲渡会で無償譲渡
	予定価格 (最低価格)	① 24,000円 ② 8,000円 ③ 350,000円 ④ 71,000円 ⑤ 0円 ⑥ 0円 ⑦ 0円 ⑧ 0円
※譲渡会&販売会日時 ①令和7年12月 6日（土）9：00～16：00 ②令和7年12月 7日（日）9：00～16：00		
添付資料	1 査定額一覧 2 査定書 3 廃校物品せり売り・譲渡会実施要領（案）	
部課等名	管財課 再生戦略グループ	

査定額一覧

No.	品名	査定額				予定価格 (最低価格)
		A 社	B 社		C 社 【前回からの追加】	
①	グランドピアノ (ヤマハ) NO.G5 311736	—	—	24,000 円	—	24,000 円
②	グランドピアノ (ヤマハ) NO.G5 324177	—	—	8,000 円	—	8,000 円
③	グランドピアノ (カワイ) RX-2D 2230681	—	—	350,000 円	—	350,000 円
④	アップライトピ アノ (ヤマハ) U3 M 3548310	—	—	71,000 円	—	71,000 円
⑤	アップライトピ アノ (ヤマハ) NO.U3 112348	—	—	△56,500 円	—	△56,500 円

今後ともどうぞ宜しくお願いいたします

廃校物品せり売り・譲渡会実施要領(案)
(令和7年12月実施)

龍ヶ崎市総務部管財課

1. 対象物件

対象物件は、「旧城南中学校に残っている物品」となります。ただし、工具等を使った撤去作業を伴う物(時計、黒板、空調機、放送設備等)は対象外となります。物品はすべて現状有姿での引渡しとし、キズや汚れ、一部破損がある場合もありますのでご了承ください。また、ピアノについては、特に資産価値が認められる物品であるため、せり売りにより買受人を決定します。

物品は、閉校時まで使用していましたが、従来の性能、安全を保証するものではありません。専門家の調整や一部修理を要する場合がありますが、修理費用等について本市は一切負担しません。

2. 日時・場所

以下の日程でせり売り・譲渡会を開催します。なお、1日目は龍ヶ崎市民のみが参加可能、2日目はどなたでも参加可能とします。

日 時 <<1日目>> 令和7年12月6日(土) 午前9時00分～午後3時00分

◎龍ヶ崎市民のみが参加可

<<2日目>> 令和7年12月7日(日) 午前9時00分～午後3時00分

◎市内外、個人・法人を問わずどなたでも参加可

※両日とも、小雨決行・荒天中止

場 所 旧城南中学校(龍ヶ崎市1736番地)

3. 入場・退場方法

建物内への入場口・退場口は旧城南中学校の昇降口となります。

入場方法

入場口で参加者の住所・氏名・電話番号を記入いただいた後に、館内に入場いただきます。

退場方法

譲渡を希望する物品及び点数を職員が確認した後に退場となります。なお、物品を持ち帰らない場合は、そのまま退場いただいて結構です。

4. 参加資格

参加者は次の要件を全て満たす者としてします。

ア 地方自治法(昭和22年法律第67号)第238条の3の規定に該当しない者

イ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者

ウ 実施要領及び入札等参加申込書兼誓約書記載の条件を誠実に履行できる者

エ 売買代金を納付可能である者

オ 古物商の許可を取得している者(転売を目的としてせり売りに参加する場合に限る)

5. 物品引渡し

- (1) すべての物品は、現状有姿にて引渡しを行います。このため、引渡し後の故障及び瑕疵について、本市は一切責任を負いません。
- (2) 運搬費用、その他引渡しに係る費用等は、すべて参加者の負担となります。
- (3) せり売りの場合は、後日送付する納入通知書にて契約保証金を差引いた金額を入金いただいた後に、本市が別途指定する日までに引き渡しを行います。
- (4) 譲渡の場合は、原則当日引き渡しとします。なお、物品の引渡しにあつては、施設退場口においてスタッフが物品及び点数を確認した後にお持ち帰りいただきます。

6. せり売り

(1)実施要領の配布

配布期間：令和7年11月10日(月)～令和7年12月7日(日) 午前8時30分～午後5時00分
上記期間中の午前8時30分～午後5時の間に龍ヶ崎市総務部管財課で配布します。なお、土曜・日曜・祝日は配布しません。ただし、せり売り・譲渡会当日は現地にて配布します。
なお、実施要領は本市公式ホームページからダウンロードすることができます。

(2)せり売り対象物品(ピアノ)

No	物品名	メーカー	品番	数量	設置場所	最低売却価格
1	グランドピアノ	ヤマハ	NO.G5	1	1F 多目的室	24,000 円
2	グランドピアノ	ヤマハ	NO.G5	1	2F 音楽室	8,000 円
3	グランドピアノ	カワイ	RX-2D	1	2F 音楽室	350,000 円
4	アップライトピアノ	ヤマハ	U3 M	1	2F 多目的室	71,000 円

※金額は税込み

(3)せり売りへの参加方法

上表に記載する物品のいずれかのせり売りに参加したい場合は、下記の日時・場所にて、せり売りへの参加受付を行います。

受付日時 令和7年12月6日(土)午後1時00分～午後1時30分

受付場所 旧城南中学校 1階多目的ホール(龍ヶ崎市1736番地)

※令和7年12月6日(土)にすべてのピアノの買受人が決まらなかった場合は、時間・場所含め同様の内容で令和7年12月7日(日)にせり売りを行います。

<提出物>

- ① 入札等参加申込書兼誓約書
- ② 入札保証金(最低売却価格の 100 分の 10 に相当する額。現金でのお支払いとなります。なお、せり売り終了後、買受人の入札保証金は契約保証金に充当し、それ以外の参加者にはその場で入札保証金を返還します。)
- ③ 委任状(せり売りに代理人が参加する場合)
- ④ 古物商許可証の写し(転売を目的とする場合)

(参考)入札保証金の額

No	物品名	メーカー	品番	数量	最低売却価格	入札保証金
1	グランドピアノ	ヤマハ	NO.G5	1	24,000 円	2,400 円
2	グランドピアノ	ヤマハ	NO.G5	1	8,000 円	800 円
3	グランドピアノ	カワイ	RX-2D	1	350,000 円	35,000 円
4	アップライトピアノ	ヤマハ	U3 M	1	71,000 円	7,100 円

(4)せり売りの流れ

①上記提出物を1階多目的ホールのせり売り執行者(市職員)に提出



②せり売りは No.1→No.2→No.3→No.4 の順に実施。ピアノごとにせり売り執行者(市職員)から声かけがあった後、「番号札」を預かる。



③せり売り開始

せり売り方法
・せり売り開始価格は、最低売却価格とし競い上げ方式とします。 ・参加者による金額の提示は、口頭で金額を宣言することにより行うものとします。宣言する金額は100分の10に相当する額を加算した金額(税込額)としてください。 ・宣言する金額は、日本円の百円単位とします。 ・金額を宣言する場合は、「番号札」を掲げ、せり売り執行者の指示の後宣言してください。なお、一度宣言した金額は、撤回できません。 ・せり売りの開始時は、せり売り執行者が番号札を挙げた者の中で最も若い番号の者に金額の宣言を指示しますので、その指示に従って宣言してください。以降、せり売り執行者の指示に従ってください。 ・参加申込者以外が宣言した金額は、無効とします。 ・せり売り執行者が買受人の決定を宣言するまでの間に、最高額を宣言した者を買受人と決定します。

(5)買受人及び購入金額の決定

該当するピアノに対して、最高額を宣言した者を買受人とします。せり売り終了時点での提示金額(消費税及び地方消費税を含む。)を購入金額として、買受人が売買代金確認書を作成するものとします。また、せり売り前に納入いただいた入札保証金は売買代金確認書の作成をもって、契約保証金に充当するものとします。

令和7年12月8日(月)以降、売買代金から契約保証金を差引いた額の納入通知書を発行し、買受人に送付します。

(6) 売買代金の支払い及び引渡し

- ① 別途指定する売買代金の納付期限内に、指定金融機関で納付を行ってください。
- ② 一度納付された代金は理由を問わず、返金しません。
- ③ 売買代金の納付確認後、ピアノの引渡しを行います。
- ④ 現状有姿での引き渡しのため、本市は一切の契約不適合責任を負わず、返品、異議の申し立てはできません。
- ⑤ ピアノの引渡し及び搬出等に係る費用については、全て買受人が負担することとします。
- ⑥ ピアノの引渡し及び搬出等については、本市職員は搬出のお手伝いはいたしません。
- ⑦ 引渡しの日程調整は、本市と調整を行い、指定する日までに必ず物品の引き取り及び移動を行ってください。
- ⑧ 引渡し時の運搬等における破損等については、本市は、一切の責任を負いません。
- ⑨ 転売目的での購入の場合、物品に学校名等の記載があるときは、学校名等を抹消した写真を売却前に提出してください。

7. 物品譲渡会

(1) 日時・参加対象者

日 時		参加対象者
1日目	令和7年12月6日(土) 9:00~15:00	龍ヶ崎市民
2日目	令和7年12月7日(日) 9:00~15:00	市内外、個人・法人を問わずどなたでも参加可

ただし、転売目的の者は物品譲渡会への参加はできません。

(2) 対象物品

旧城南中学校に残っている物品

《注意事項》

工具を使って取り外す物(時計、黒板、空調、放送設備等)は譲渡の対象外となります。また、物品によっては持ち帰り不可と判断させていただく場合がありますのでご了承ください。

(3) 譲渡点数

広く市民に旧城南中学校の物品をお持ち帰りいただくため、譲渡品の点数に制限をかけさせていただきます。

品 目	譲渡点数
物品	お一人様5点まで
図書	お一人様10点まで

(4) 譲渡方法

譲渡を希望する物品を退場口に運び、職員が物品の確認を行った時点で、譲渡成立となります。原則、先着順となりますが、欲しい物品が競合した場合は当事者間で話し合ってください。

(5) 物品の引渡し

- ① 現状有姿での引き渡しとなり、返品、異議の申し立てはできません。
- ② 物品は原則当日にお持ち帰りいただきます。
- ③ 当該物品の引渡し及び搬出等に係る費用については、全て参加者負担とします。
- ④ 当該物品の引渡し及び搬出等につきまして、本市職員は搬出のお手伝いはいたしません。
- ⑤ 引渡し時の運搬等における破損等について、本市は一切の責任を負いません。

8. その他

- 旧城南中学校は電気・水道・ガスが停止しています。
- 会場内は照明が点きませんので、会場内を移動の際、足下には十分ご注意ください。また、室内の物品確認が困難な場合がありますので、必要に応じて懐中電灯等をご持参ください。
- 会場内では水道が使えないため、手洗いやトイレの使用はできません。
- 物品運搬は参加者自身で行う事になりますので、必要に応じて台車等をご持参ください。
- 会場が混雑した際は、入場者数の規制をさせていただく場合があります。
- 参加者の安全確保の観点から、立入禁止区域を設定する箇所がありますので、立入ることの無いようにお願いします。
- 職員の指示に従わない、会場内の秩序を乱す行為があった場合は退場していただきます。
- 災害等が発生した際は、非常放送設備が使えないため、職員が避難誘導等を行いますので、職員の指示に従ってください。
- 譲渡会、せり売りの結果は、参加者の氏名等個人を特定する情報を除き、公表する場合があります。

9. 問合せ先

〒301-8611 茨城県龍ケ崎市3710番地

龍ケ崎市総務部管財課 再生戦略グループ

電話 0297-60-1533 メール kanzai@city.ryugasaki.lg.jp

公共施設等マネジメント戦略会議 付議事項概要書

No.

件 名	龍ヶ崎市立学校体育館空調設備整備計画（案）について						
区 分	1 公共施設等総合管理計画の策定等 2 上記 1 に基づく取組推進等 <table border="0"> <tr> <td>i 個別施設計画の策定</td><td>ii 公共施設の新設</td></tr> <tr> <td>iii 公共施設の用途廃止・変更</td><td>iv 公共施設の管理運営方法</td></tr> <tr> <td>v 進行管理</td><td></td></tr> </table> 3 市有財産の取得，財産の借受 4 市有財産の売却・貸付 5 その他	i 個別施設計画の策定	ii 公共施設の新設	iii 公共施設の用途廃止・変更	iv 公共施設の管理運営方法	v 進行管理	
i 個別施設計画の策定	ii 公共施設の新設						
iii 公共施設の用途廃止・変更	iv 公共施設の管理運営方法						
v 進行管理							
協議の論点	（協議すべきポイントを簡潔に記載すること） 児童生徒がより安全に体を動かせる環境を整備することを主な目的として、体育館への空調設備導入を進めることに関して庁内の合意形成を図りたい。 前回（9/30）いただいたご意見を基に、再度、整備スケジュール及び事業財源等を見直した修正案についてご協議いただきたい。						
協議事項の 具体的内容	（現状・課題、これまでの協議経過、今後の予定、他自治体の状況等） 整備スケジュール及び事業財源等を見直した修正案について、改めてご協議いただきたい。また、学校体育館空調設備整備計画（案）について、ご承認いただきたい。						
添付資料	資料 1 龍ヶ崎市立学校体育館空調設備整備計画（案）						
部課等名	教育委員会事務局教育総務課 学務グループ						

情報公開の区分（該当事項を○で囲む，又は適宜記入すること。）

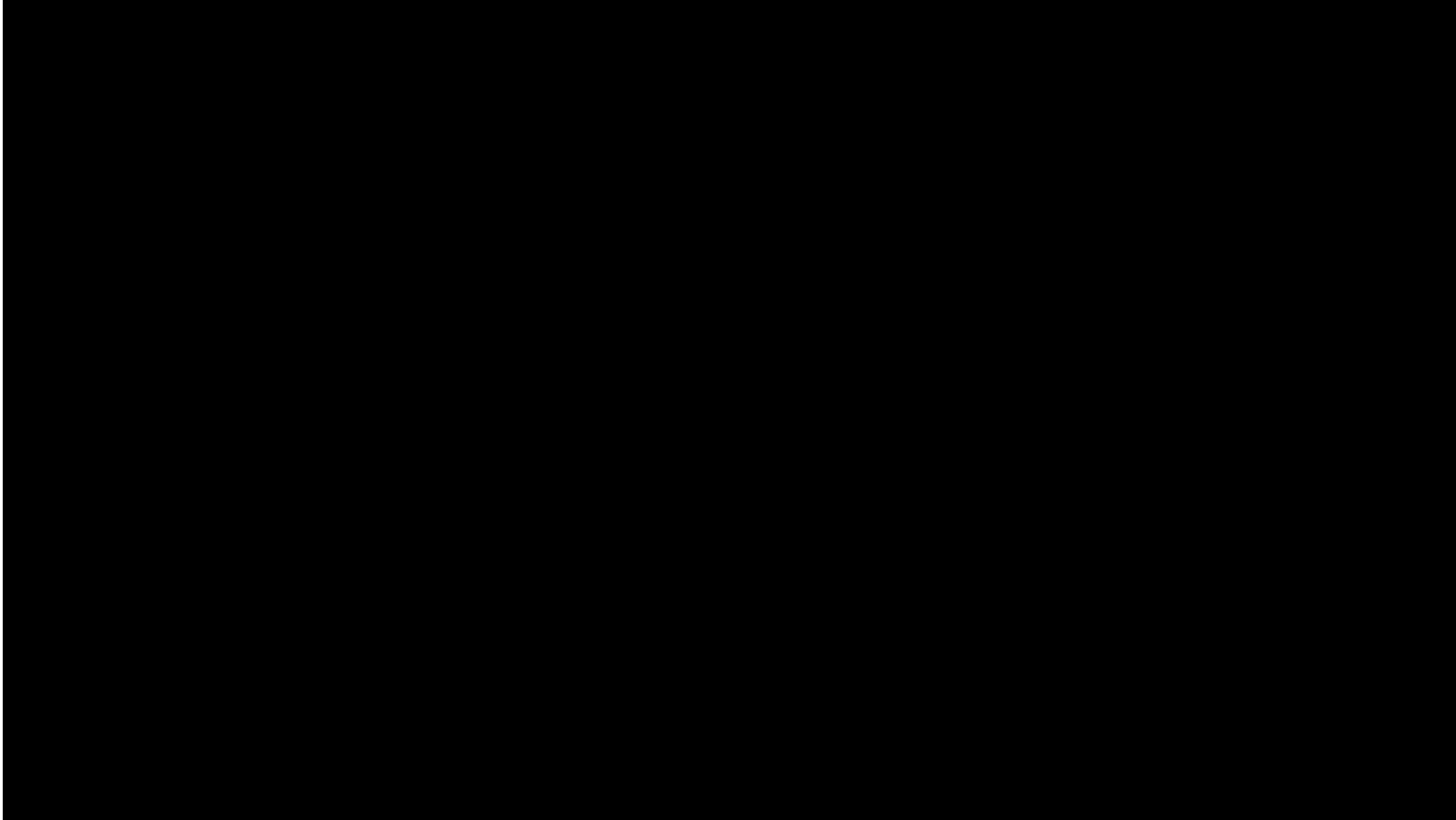
公 開 部分公開 非 公 開	非公開（部分公開を含む。）とする理由	龍ヶ崎市情報公開条例第 9 条第 号該当
	公開が可能となる時期（可能な範囲で記入）	

龍ヶ崎市立学校体育館空調設備整備計画（案）

（教育委員会事務局教育総務課）

令和7年10月24日
公共施設等マネジメント戦略会議資料

○ 前回指摘事項・課題



1. 体育館空調設備導入について

(1) これまでの方針

- ・ 体育館空調の必要性は認識しており、体育館の建替や大規模改修等の機会に合わせて空調設備設置を検討する。

(2) 現状

- ・ 近年は、猛暑が常態化しており、夏場に限らず体育館を使用する学校活動において熱中症のリスクが増大し、活動が制限される日が多くなり、学習や学校行事を計画的に実施できないケースも見受けられるようになってきた。

(3) 教育環境の向上と避難所としての機能強化

- ・ 教育環境の向上を主目的としつつ、学校体育館は避難所として使用する施設となるため、避難所としての環境も改善。

(4) 体育館空調設備に関する要望等

- ・ 学校長会や保護者から、児童生徒の命の安全・体力向上のため、学校体育館への空調設備設置の要望あり。
- ・ 茨城県から教育庁総務企画部長、防災・危機管理部防災・危機管理課長外2名が来庁し、公立小中学校体育館への空調設備設置の要望あり。

このような状況を踏まえ、児童生徒がより安全に体育館を利用できる環境を整備することが急務となっている。



新たな方針

気候（特に暑さ）に左右されることなく、児童生徒がより安全に体を動かせる環境を整備することを主な目的として、**適切な導入スケジュールと目的にふさわしい財源の確保を踏まえ、庁内における合意形成を図った上で、可能な限り早期に体育館への空調設備導入を進めたい。**

2.対象校

小学校 8 校

龍ヶ崎小学校、八原小学校、馴柴小学校、川原代小学校、龍ヶ崎西小学校、馴馬台小学校、久保台小学校、城ノ内小学校

※現在教育活動が行われている学校を優先して整備するため、閉校となった旧長戸小学校、旧北文間小学校、旧大宮小学校の体育館への空調設備導入は現時点では行わない。

※令和9年3月末をもって閉校となる、松葉小学校と長山小学校について、今後の利活用方法が未定のため、空調設備導入は現時点では行わない。

中学校 4 校

龍ヶ崎中学校、城西中学校、中根台中学校、城ノ内中学校

※令和9年4月開校予定の北竜台学園の体育館は空調設備あり（柔剣道場を除く）

※令和6年度に龍ヶ崎中学校の柔剣道場には空調設備導入済み（水害を想定した避難所の一つとして）

○柔剣道場への空調設備導入について、現時点では行わない。

柔剣道場は、体育科の授業及び部活動で使用。授業については、夏期以外に実施することで対応可能。

長山中学校は、既に柔道部が無く、剣道部も令和8年度中に廃部が見込まれるため、空調設備は整備しない。

城西中学校と中根台中学校は、柔道部の部活動地域展開の状況を見極めながら検討する。

城ノ内中学校の柔道部は、夏期のみ公共施設の活用を視野に入れた検討を進める。

3.導入スケジュール1（小中同時整備）

3.導入スケジュール2（小学校を先行して整備）

4. エネルギー種別、コストの比較

空調機器（GHP・EHP）比較 【小中学校トータルコスト試算】

4. エネルギー種別、コストの比較

空調機器（GHP・EHP）比較 【小学校コスト試算】

4. エネルギー種別、コストの比較

空調機器（GHP・EHP）比較 【中学校コスト試算】

5.財源の比較（実事業費ベースでの負担額試算）

5.財源の比較（実事業費ベースでの年度別負担額シミュレーション）

6. 履行期間について

7. 発注件数について

小中学校体育館等空調設備設置状況(2025. 7. 1現在)

設置率 順位	市町村名	保有室数 (A)	設置室数 (B)	設置率 (B)/(A)
1	石岡市	25	25	100.0%
	鹿嶋市	20	20	100.0%
	東海村	10	10	100.0%
	美浦村	1	1	100.0%
	河内町	1	1	100.0%
	境町	9	9	100.0%
7	守谷市	13	11	84.6%
8	高萩市	8	6	75.0%
9	阿見町	15	11	73.3%
10	利根町	3	2	66.7%
11	小美玉市	10	6	60.0%
12	日立市	43	25	58.1%
13	笠間市	19	9	47.4%
14	常陸大宮市	16	7	43.8%
15	行方市	7	3	42.9%
16	土浦市	35	13	37.1%
17	五霞町	3	1	33.3%
18	茨城町	8	2	25.0%
19	筑西市	30	7	23.3%
20	鉾田市	13	3	23.1%
21	大洗町	5	1	20.0%
22	大子町	7	1	14.3%
23	常総市	22	3	13.6%
24	下妻市	16	2	12.5%
	かずみがうら市	8	1	12.5%
26	常陸太田市	15	1	6.7%
	ひたちなか市	34	2	5.9%
27	稲敷市	17	1	5.9%
	つくばみらい市	17	1	5.9%
30	龍ヶ崎市	20	1	5.0%
	坂東市	20	1	5.0%
32	水戸市	63	0	0.0%
	古河市	41	0	0.0%
	結城市	15	0	0.0%
	北茨城市	18	0	0.0%
	取手市	26	0	0.0%
	牛久市	19	0	0.0%
	つくば市	66	0	0.0%
	潮来市	13	0	0.0%
	那珂市	19	0	0.0%
	桜川市	10	0	0.0%
	神栖市	30	0	0.0%
	城里町	8	0	0.0%
	八千代町	9	0	0.0%
	全 県	807	187	23.2%

義務教育学校を含む。県立学校は含まない。

市町村の体育館等空調設備に関する予算化状況(2025. 7. 1現在)

市町村名	2024 当初予算	2024 補正予算	2025 当初予算	2025 補正予算	備 考
水戸市	基本計画設計委託		空調実施設計委託(16校分)		
日立市	スポットクーラー購入費 (45台分)				
土浦市			スポットクーラー賃借料 (7校分)		
古河市	空調実施設計委託(21校分)		工事監理業務委託(21校分) 空調設置工事費(21校分)		
石岡市		空調実施設計委託(2校分)		空調設置工事(2校分)	実施設計委託は2025年度に繰越 空調設置率10.0%
結城市					
龍ヶ崎市	空調設置工事費(2校分)				2校分のうち、1校分は2025年度ま での2か年事業
下妻市			スポットクーラー購入費 (12校分)		
常総市				空調実施設計委託(3校分)	
常陸太田市					
高萩市	空調実施設計委託(5校分) 空調設置工事費(5校分(うち、 2校は2023年度予算繰越))		空調設置工事費(2校分)		
北茨城市				気化式冷暖機購入費 (14校分)	
笠間市	空調実施設計委託(2校分)	空調設置工事費(2校分)	空調工事監理業務委託 空調設置工事費(2校分)		
取手市		空調実施設計委託(20校分)	空調設置工事費(20校分)		
牛久市					
つくば市	空調設備設置工事及び断熱工 事(1校分)				空調設備設置工事及び断熱工事は 体育館新設工事と同時に実施(2025年 度までの2か年事業)
ひたちなか市					
鹿嶋市					空調設置率10.0%
潮来市	体育館改修設計委託(1校分)	小学校改修工事(空調設置工事 含む。1校分)			2024年度補正予算で計上した小学 校改修工事(空調設置工事含む。1 校分)は2025年度に繰越
守谷市	空調設置工事費(1校分)		空調設置工事費(2校分)		
常陸大宮市			冷暖機購入費(13校分)		
那珂市					
筑西市					
坂東市	体育館改修工事設計委託及び 改修工事監理業務委託 (1校分) 体育館改修工事費(空調設置工 事含む。1校分)	工事監理業務委託(1校分) 大規模改修工事費(1校分)	空調実施設計委託(9校分)		2024年度補正予算で計上した工事 費及び工事監理業務委託費は2025 年度に繰越
稲敷市	空調実施設計委託(1校分)	空調実施設計委託(2校分)	空調実施設計委託(8校分) 空調設置工事費(3校分)		
かずみがうら市			設計準備入替業務等委託 空調設置工事費(2校分)		
桜川市		空調実施設計委託(1校分)	空調設置工事監理業務 空調設置工事費(1校分)		
神栖市					
行方市	スポットクーラー購入費 (1校分)				
鉾田市	空調実施設計委託(3校分)				
つくばみらい市		空調設置工事費(1校分) 気化式冷暖機購入費 (15台分)	空調実施設計委託	空調実施設計委託(8校分)	2024年度補正予算で計上した空調 設置工事及び冷暖機購入費は2025 年度に繰越
小美玉市	空調設備設置工事費(1校分)				
茨城町			スポットクーラー購入費 (5校分)		
大洗町					
城里町		空調実施設計委託(2校分)	空調設置工事監理業務委託 空調設備設置工事(2校分)		
東海村		冷暖機賃借(8校分)	内外装改修・空調設置工事設 計委託(1校分)		
大子町					
美浦村					空調設置率10.0%
阿見町					空調設置率10.0%
河内町			空調設備設置工事(2校分) スポットクーラー賃借料(5校 分)		
八千代町		空調実施設計委託(2校分)			
五霞町	空調実施設計委託(1校分)		空調設置工事(1校分)		
境町					空調設置率10.0%
利根町	格技場長寿命化改良工事設計 委託(1校分)、屋内運動場長寿 命化改良工事(1校分) ★長寿命化改良工事とともに 空調設置工事実施		格技場長寿命化改良工事監理 業務委託 格技場長寿命化改良工事に併 せて空調設置工事(1校分)		

※2024年7月1日以降市町村からの報告により確認できた予算内容を掲載したもの。

※空欄は予算化されていないことを表す。